

青山学院大学が新たな系属校協定を締結

学校法人青山学院（理事長・堀田宣彌）と学校法人浦和ルーテル学院（理事長・東海林敏雄）は、浦和ルーテル学院の設置学校である浦和ルーテル学院小学校、中学校及び高等学校（校長・福島宏政）が、青山学院の設置学校である青山学院大学（学長・三木義一）の「系属校」となる協定書を2018年7月18日（水）に締結した。

本協定は、青山学院と浦和ルーテル学院が、いずれもキリスト教信仰に基づく学校として、互いの建学の精神を尊重し、さらに発展を期するため、浦和ルーテル学院小学校、中学校及び高等学校が、青山学院大学の「系属校」となることを目的としたものである。

注：以下文章中の「大学」は「青山学院大学」。

【主な協定内容】

- (1) 系属校推薦入学の時期：2031年4月1日から（経過措置あり。）
- (2) 大学への系属校推薦入学：2019年度に浦和ルーテル学院小学校に入学し、2030年度に浦和ルーテル学院高等学校を卒業する者が対象となる。なお、募集定員の上限を超えない募集枠及び進学基準を満たす者が、系属校推薦入学として大学へ進学できる。（浦和ルーテル学院は、大学への推薦入学希望者の全入を目指します。）
- (3) 経過措置：2020年度入試から2030年度入試までは、一定の募集枠の範囲内で、進学基準を満たす者について、系属校推薦入学経過措置として大学に入学できる。
- (4) 経営形態：大学の系属校になっても従来どおり、浦和ルーテル学院の設置学校として管理・運営される。
- (5) 名称：青山学院大学系属浦和ルーテル学院小学校、青山学院大学系属浦和ルーテル学院中学校、青山学院大学系属浦和ルーテル学院高等学校。
- (6) 所在地：浦和ルーテル学院は現在地から移転しない。

【系属校とは】

本協定における「系属校」とは、以下の事項を満たすことを条件に、系属校推薦入学を認める学校を示す。

- (1) 大学の入学希望者選抜方針（アドミッションポリシー）を理解し、浦和ルーテル学院小学校、中学校及び高等学校の一貫教育を通じて大学との連携強化を志向する学校であること。
- (2) 青山学院の建学の精神はもとより、歴史並びに伝統を理解し、共鳴し、その質を高めることが可能な児童並びに生徒を育成する学校であること。
- (3) 大学が別途定める進学基準を満たす生徒を育成する学校であること。
- (4) 校名に「青山学院大学系属」の名称を含む学校であること。
- (5) 浦和ルーテル学院高等学校に在籍する生徒が大学への入学を希望する場合、大学が定める入学資格を有し、かつ別途定める募集枠を上限として、進学基準を満たすこと。

【新規系属校の概要】

浦和ルーテル学院小学校、中学校、高等学校

法人名：学校法人浦和ルーテル学院

所在地：埼玉県さいたま市緑区大崎 3642

▼本件に関する問い合わせ先

青山学院大学 政策・企画部 大学広報課

TEL：03-3409-8159

FAX：03-3409-3826

学校法人浦和ルーテル学院

TEL：048-711-8221（代）

<https://www.uls.ed.jp/js/form-inquiry-js/input/>

上記ウェブサイト（小・中・高サイト）アドレスから「問い合わせ」フォームにて、

※の必須事項のみ記入していただき、ご送信ください。